

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第5部門第2区分

【発行日】平成17年10月13日(2005.10.13)

【公開番号】特開2001-263542(P2001-263542A)

【公開日】平成13年9月26日(2001.9.26)

【出願番号】特願2000-72408(P2000-72408)

【国際特許分類第7版】

F 1 6 L 9/22

B 2 9 C 63/26

F 1 6 L 1/00

F 1 6 L 58/02

【F I】

F 1 6 L 9/22

B 2 9 C 63/26

F 1 6 L 1/00 L

F 1 6 L 58/02

【手続補正書】

【提出日】平成17年6月9日(2005.6.9)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】発明の名称

【補正方法】変更

【補正の内容】

【発明の名称】管路修復用ブロック体

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

管路の内径よりも小さな外径を有する管状体の一部を構成する円弧曲面状のブロック体であって、その周囲の外面にフランジを立設し、各フランジに複数の孔を穿設して成ることを特徴とする管路修復用ブロック体。

【請求項2】

その周縁にブロック体接触縁を形成したことを特徴とする請求項1記載の管路修復用ブロック体。

【請求項3】

ブロック体本体をプラスチックで構成したことを特徴とする請求項1又は2記載の管路修復用ブロック体。

【請求項4】

ブロック体本体を纖維強化プラスチックで構成したことを特徴とする請求項1又は2記載の管路修復用ブロック体。

【請求項5】

前記ブロック体本体に浮力体を組み込んだことを特徴とする請求項3又は4記載の管路修復用ブロック体。

【請求項6】

ブロック体本体を気泡体又は中空ビーズを含む樹脂材で構成したことを特徴とする請求

項1～4又は5記載の管路修復用ブロック体。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0001

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0001】

【発明の属する技術分野】

本発明は、管路修復用ブロック体に関する。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

本発明は上記問題に鑑みてなされたもので、その目的とする処は、大口径の管路に対しても供用水を流しながら所望の修復作業を行うことができる管路修復用ブロック体を提供することにある。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0032

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0032】

【発明の効果】

以上の説明で明らかなように、本発明によれば、管路の内径よりも小さな外径を有する管状体の一部を構成する円弧曲面状のブロック体であって、その周囲の外面にフランジを立設し、各フランジに複数の孔を穿設したので、前記管路修復用ブロック体に形成された前記各孔に挿通するボルトにて該ブロック体をこれに隣接する他のブロック体に連結する作業を繰り返すことによって管路内に該管路よりも小径の連続した管状体を形成でき、大口径の管路に対しても供用水を流しながら所望の修復作業を行うことができるという効果が得られる。